

普通会計の決算状況

※ 『普通会計』とは、一般会計と特別会計(公営企業会計を除く)を合わせた会計で、自治体の行政運営の基本的な経費が計上され、全国的な統計や自治体間の比較を行う場合に用いられます。

本町における普通会計は、一般会計、山林特別会計及び老人保健特別会計の一部を合わせた会計です。

1. 決算の概要

(単位：千円)

区分	平成18年度 ア	平成17年度 イ	増減額 ア-イ
歳入総額 A	4,588,847	5,064,161	△ 475,314
歳出総額 B	4,517,543	4,971,666	△ 454,123
歳入歳出差引 (A-B) C	71,304	92,495	△ 21,191
翌年度に繰り越すべき財源 D	7,613	—	7,613
実質収支 (C-D) E	63,691	92,495	△ 28,804
単年度収支 F	△ 28,804	8,957	△ 37,761
積立金 G	128,273	54	128,219
繰上償還金 H	—	—	—
積立金取崩し額 I	—	42,000	△ 42,000
実質単年度収支 (F+G+H-I) J	99,469	△ 32,989	132,458

歳入、歳出総額がともに前年度より4億5000万円以上の減額となっていますが、この大きな要因は、病院事業会計に対する病院建設整備事業に係る出資金が約3億円減少し、それに伴いその財源となる基金繰入金約2億8000万円減少したためです。また、実質単年度収支(J)が前年度赤字から黒字になっていますが、これは財政調整基金からの取崩し(I)を減らし、逆に積立て(G)を増やしたためです。

● 財政指標

○ 財政力指数 0.266

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
0.244	0.252	0.258	0.263	0.266

上昇傾向にあるものの、国や県に対する財源の依存度は高い状況です。歳出の徹底的な見直しを図るとともに、地方税や使用料の徴収強化に取り組みながら、財政基盤の強化に努めなければなりません。

※ 『財政力指数』とは、基本的な財政需要に対する基本的な収入の割合で、地方公共団体の財政力を示す指標です。数値が「1」に近いほど財源に余裕があるものとされています。また、「1」を超えると普通交付税が交付されなくなりますが、それは「国のお世話にならなくても自前の財源でやっていける」ということを意味しています。

○ 経常収支比率 93.4%

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
84.4%	87.5%	92.5%	92.4%	93.4%

歳出削減により人件費、物件費、維持補修費は減少したものの、補助費等と公債費の増加が大きかったため、前年度に比べて1.0ポイント増加しています。今後は、人件費、物件費、補助費等の更なる歳出削減を図るとともに、地方債新規発行の抑制に努めなければなりません。

※ 『経常収支比率』とは、地方税、普通交付税など毎年度経常的に収入のある一般財源が、人件費、扶助費、公債費などのように毎年度経常的に支出のある経費にどの程度使われているかを示したもので、財政構造の弾力性を判断するための指標です。この比率が75%を超えないことが望ましいとされています。

○公債費比率 12.7%

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
10.3%	10.6%	12.1%	12.2%	12.7%

公債費の増加に伴い、前年度より0.5ポイント上昇しています。公債費のピークは平成20年度と見込まれるため、今後も比率上昇は続くものと推測されます。

※『公債費比率』とは、借入金の返済である公債費に、地方税などの一般財源をどれくらい充当しているかを示したもので、公債費による財政負担の程度を判断するための指標です。この比率が15%を超えないことが望ましいとされています。

○起債制限比率 9.1%

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
6.8%	7.6%	8.5%	8.6%	9.1%

公債費比率と同様の要因により、前年度に比べて0.5ポイント上昇しています。事業計画の整理・縮小を図るなど、起債依存型の事業実施を見直し、地方債新規発行の抑制に努めなければなりません。

※『起債制限比率』とは、地方債許可方針における地方債の許可制限に係る指標です。標準的な財政規模に対する借入金の返済である公債費の割合を示したもので、比率が20%を超えると、一般単独事業などに係る地方債の発行が制限されます。

○実質公債費比率 10.6%

平成17年度	平成18年度
9.7%	10.6%

普通会計の公債費増加に加えて公営企業会計に係る公債費も増加しているため、前年度より0.9ポイント上昇しています。今後も比率上昇は続くものと推測され、地方債新規発行の抑制に努め、公債費削減に取り組まなければなりません。

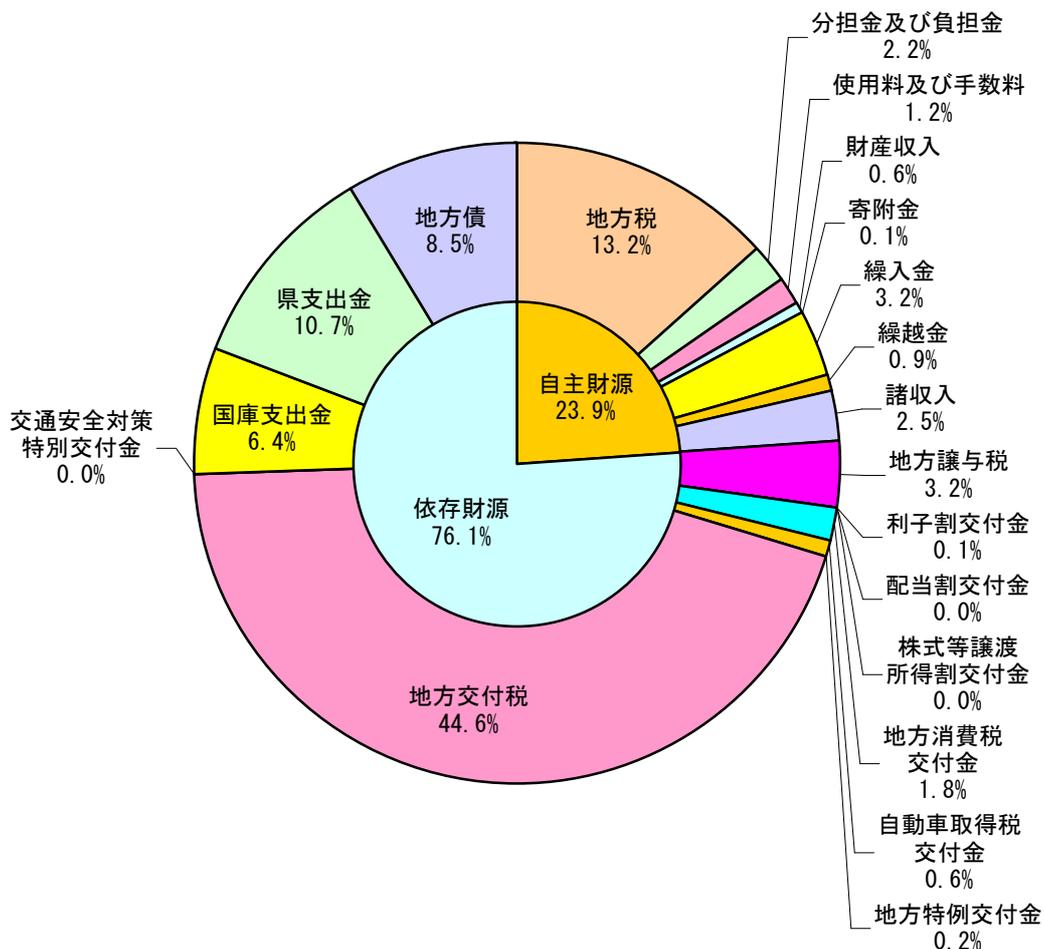
※『実質公債費比率』とは、平成18年度からの地方債協議制移行に伴い用いられる指標で、公営企業の元利償還金への一般会計からの繰り出しを算入するなど、従来用いられてきた「起債制限比率」に一定の見直しを行ったものです。この比率が18%を超えると、地方債許可団体となり「公債費負担適正化計画」等を策定しなければなりません。

区分	平成18年度	平成17年度			
		太良町	県内町平均	県内市町平均	類似団体平均 (Ⅲ-0)
財政力指数	0.266	0.263	0.520	0.510	0.300
経常収支比率 (%)	93.4	92.4	88.9	90.4	89.0
公債費比率 (%)	12.7	12.2	12.2	13.6	15.0
起債制限比率 (%)	9.1	8.6	8.5	9.4	10.6
実質公債費比率 (%)	10.6	9.7	11.4	13.0	15.5

2. 歳入の状況

(単位：千円、%)

区分	平成18年度		平成17年度		増減額 (A-B) C	増減率 C/B*100
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比		
地方税	606,359	13.2	587,702	11.6	18,657	3.2
地方譲与税	144,732	3.2	126,679	2.5	18,053	14.3
利子割交付金	1,982	0.1	3,788	0.1	△ 1,806	△ 47.7
配当割交付金	1,368	0.0	1,107	0.0	261	23.6
株式等譲渡所得割交付金	1,115	0.0	1,194	0.0	△ 79	△ 6.6
地方消費税交付金	83,284	1.8	88,665	1.8	△ 5,381	△ 6.1
自動車取得税交付金	27,360	0.6	30,729	0.6	△ 3,369	△ 11.0
地方特例交付金	10,666	0.2	13,107	0.3	△ 2,441	△ 18.6
地方交付税	2,047,728	44.6	2,063,037	40.7	△ 15,309	△ 0.7
交通安全対策特別交付金	1,766	0.0	1,651	0.0	115	7.0
分担金及び負担金	100,411	2.2	93,341	1.9	7,070	7.6
使用料及び手数料	53,019	1.2	63,599	1.3	△ 10,580	△ 16.6
国庫支出金	292,570	6.4	308,473	6.1	△ 15,903	△ 5.2
県支出金	489,562	10.7	497,958	9.8	△ 8,396	△ 1.7
財産収入	28,807	0.6	14,908	0.3	13,899	93.2
寄附金	2,000	0.1	200	0.0	1,800	900.0
繰入金	148,518	3.2	538,165	10.6	△ 389,647	△ 72.4
繰越金	42,495	0.9	42,637	0.8	△ 142	△ 0.3
諸収入	116,605	2.5	124,921	2.5	△ 8,316	△ 6.7
地方債	388,500	8.5	462,300	9.1	△ 73,800	△ 16.0
合計	4,588,847	100.0	5,064,161	100.0	△ 475,314	△ 9.4



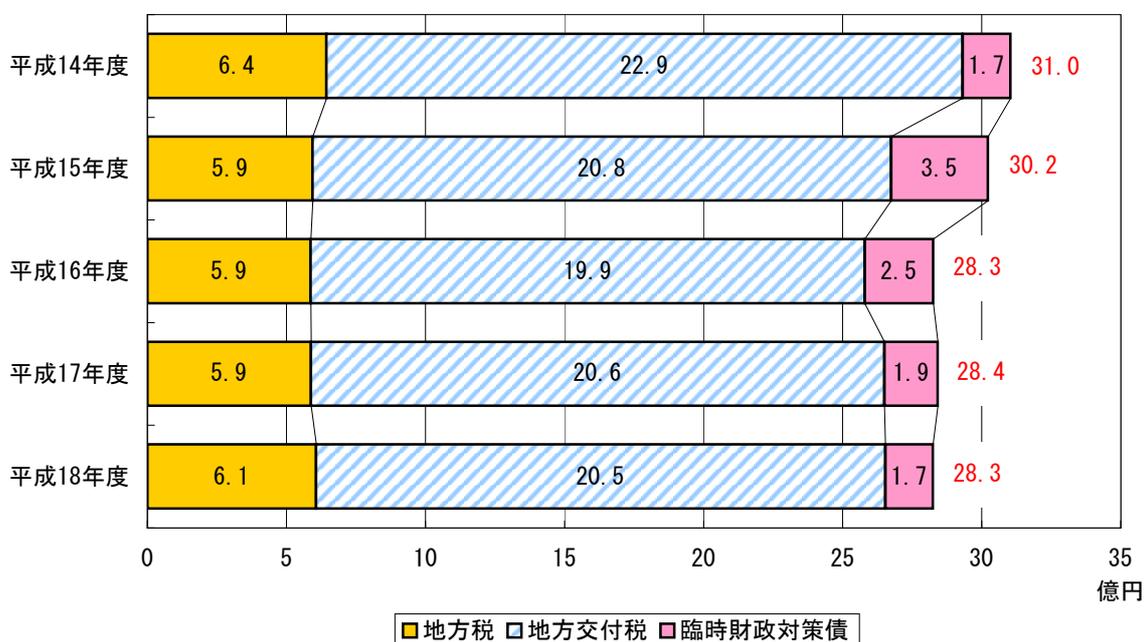
※ 『自主財源』とは、地方公共団体が自らの手で徴収または収納できる財源のことで、『依存財源』とは、国や県により定められた額を交付されたり割り当てられる財源のことです。

歳入総額は、前年度より4億7531万4千円（9.4%）減少の45億8884万7千円です。繰入金が約3億9000万円減少していますが、これは病院建設整備事業に係る町立太良病院事業会計への出資金が大幅に減少したことによりその財源だった基金繰入金が減少したことによるものです。

各区分における増減の主な要因は次のとおりです。（増減額の大きい順）

- 繰入金（△389,647） → 公共施設整備基金繰入金（△355,703）
財政調整基金繰入金（△42,000）
老人保健特別会計繰入金（36,293）
地域づくり事業基金繰入金（△26,458）
- 地方債（△73,800） → 辺地対策事業債（△76,800）
臨時財政対策債（△19,800）
単独災害復旧事業債（19,200）
- 地方税（18,657） → 町民税（29,364）
固定資産税（△12,080）
- 地方譲与税（18,053） → 所得譲与税（27,098）
自動車重量譲与税（△6,486）
- 国庫支出金（△15,903） → 道整備交付金（20,000）
児童手当負担金（△14,357）
公共土木施設災害復旧事業費負担金〔繰越事業〕（△12,006）
施設訓練等支援費負担金（△9,801）

●地方税、地方交付税及び臨時財政対策債の推移

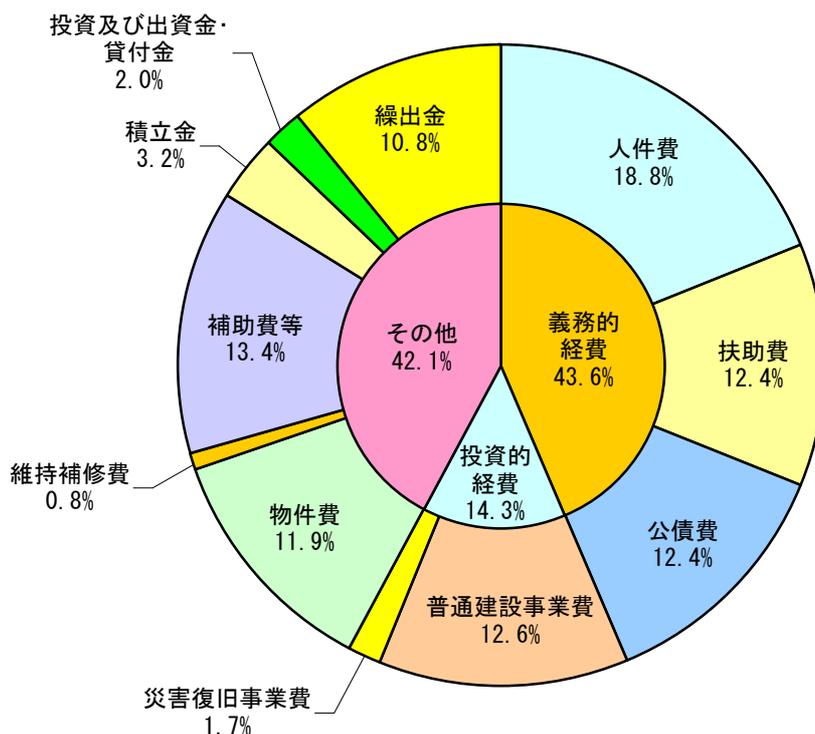


地方税、地方交付税及び臨時財政対策債は、歳入の半分以上を占める重要な財源です。ここ3年間は大きな増減もなく推移していますが、5年前と比べると約3億円減少しており、財政運営に大きな影響を与えています。

3. 歳出(性質別)の状況

(単位：千円、%)

区分	平成18年度		平成17年度		増減額 (A-B) C	増減率 C/B*100
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比		
義務的経費	1,968,257	43.6	1,982,128	39.9	△ 13,871	△ 0.7
人件費	850,261	18.8	863,807	17.4	△ 13,546	△ 1.6
扶助費	557,914	12.4	587,990	11.8	△ 30,076	△ 5.1
公債費	560,082	12.4	530,331	10.7	29,751	5.6
投資的経費	646,576	14.3	796,147	16.0	△ 149,571	△ 18.8
普通建設事業費	572,341	12.6	753,820	15.1	△ 181,479	△ 24.1
災害復旧事業費	74,235	1.7	42,327	0.9	31,908	75.4
物件費	538,447	11.9	564,817	11.4	△ 26,370	△ 4.7
維持補修費	34,099	0.8	36,786	0.7	△ 2,687	△ 7.3
補助費等	607,107	13.4	602,855	12.1	4,252	0.7
積立金	145,332	3.2	140,995	2.8	4,337	3.1
投資及び出資金・貸付金	88,708	2.0	387,819	7.8	△ 299,111	△ 77.1
繰出金	489,017	10.8	460,119	9.3	28,898	6.3
合計	4,517,543	100.0	4,971,666	100.0	△ 454,123	△ 9.1



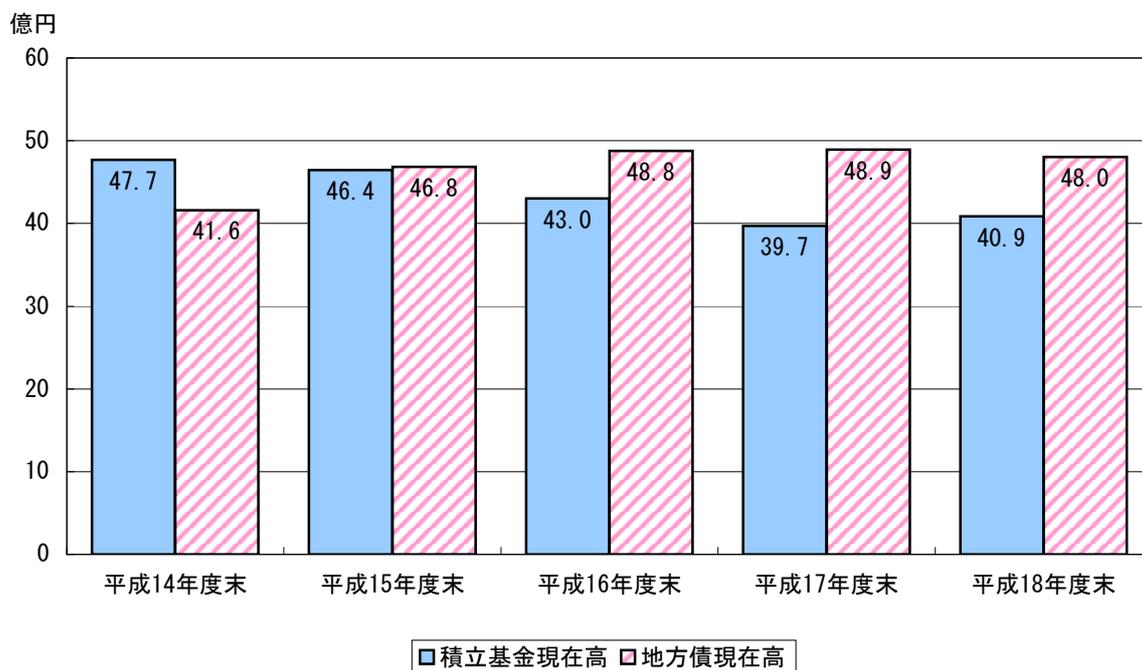
※ 『義務的経費』とは、法令や性質上、支出が義務付けられていて、毎年経常的に支出される経費のことで、『投資的経費』とは、道路等の基盤整備、公共施設の建設、災害復旧等に係る経費で、支出効果が長期間に及ぶものです。

歳出総額は、前年度より4億5412万3千円（9.1%）減少の45億1754万3千円です。投資及び出資金・貸付金が約3億円減少していますが、これは病院建設整備事業に係る病院事業会計への出資金が減少したためです。また、普通建設事業費が約1億8000万円減少しているのは、前年度実施したケーブルテレビ施設整備事業の完了に伴う事業費の減少が大きな要因です。

各区分における増減の主な要因は次のとおりです。（増減額の大きい順）

- 投資及び出資金・貸付金（△299,111） → 町立太良病院事業会計出資金（△298,921）
- 普通建設事業費（△181,479） → ケーブルテレビ施設整備事業費（△106,072）
道整備交付金事業費（30,000）
町道新設改良事業費（△27,171）
消防車輛購入費（△13,182）
- 災害復旧事業費（31,908） → 文教施設単独災害復旧事業費（21,998）
公共土木施設補助災害復旧事業費（19,725）
公共土木施設補助災害復旧事業費[繰越事業]（△18,000）
農地等補助災害復旧事業費（8,453）
- 公債費（29,751） → 一般公共事業債元利償還金（16,534）
臨時財政対策債元利償還金（13,407）
- 繰出金（28,898） → 高齢者等肉牛飼育基金繰出金（20,820）
介護保険特別会計繰出金[一部事務組合]（9,303）

4. 積立基金及び地方債現在高の状況



積立基金の現在高は、財源不足を補うための取崩しを毎年行ってきたことで減り続けていましたが、平成18年度では取り崩しを減らし積立を増やしたために、前年度より約1億2000万円増加しています。

また、地方債の現在高は、投資的事業等の財源として毎年借入れを行ってきたことで増加し続けていましたが、平成18年度では借入額よりも返済額が多かったために、前年度より約9000万円減少しています。

なお、地方債では普通交付税で償還の一部が補てんされますので、実質的な町の負担は約4割程度となります。